



保医発 1 1 3 0 第 4 号
平成 2 2 年 1 1 月 3 0 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 22 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号）の一部を下記のとおり改正し、平成 22 年 12 月 1 日から適用しますので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 別添 1 第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 1 2 中(41)を(42)とし、(30)から(40)までを(31)から(41)までとし、(29)の次に次のように加える。

(30) 肺炎球菌細胞壁抗原（定性）

ア 肺炎球菌細胞壁抗原（定性）は、「23」の尿中肺炎球菌莢膜抗原に準じて算定する。

イ 喀痰又は上咽頭ぬぐいを検体として、イムノクロマト法により、肺炎又は下気道感染症の診断に用いた場合に算定する。

ウ 尿中肺炎球菌莢膜抗原と併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」(平成22年3月5日保医発0305第1号)別添1第2章第3部中

改正後	現 行
<p>D012 感染症免疫学的検査 (1)~(29) (略)</p> <p><u>(30) 肺炎球菌細胞壁抗原(定性)</u></p> <p><u>ア 肺炎球菌細胞壁抗原(定性)は、「23」の尿中肺炎球菌莢膜抗原に準じて算定する。</u></p> <p><u>イ 喀痰又は上咽頭ぬぐいを検体として、イムノクロマト法により、肺炎又は下気道感染症の診断に用いた場合に算定する。</u></p> <p><u>ウ 尿中肺炎球菌莢膜抗原と併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。</u></p> <p>(31)~(42) (略)</p>	<p>D012 感染症免疫学的検査 (1)~(29) (略)</p> <p>(30)~(41) (略)</p>